

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則様式 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1号様式（第4条、第5条、第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名又は名称 及び代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書</p> <p><u>林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項（第12条第2項において準用する同法第7条第1項）の規定により、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。</u></p> <p>注1 <u>林業・木材産業改善措置に関する計画を記載した書面を添付すること。</u> 2 <u>用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第2号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業改善資金貸付資格認定書</p> <p>指令第 号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏名又は名称</p> <p>年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付資格については、<u>林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第7条第1項（第12条第2項において準用する同法第7条第1項）の規定により認定する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">青森県知事</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>注 <u>用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

現行

第3号様式 (第5条、第14条関係)

第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿

青森県知事 殿

申請者 住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

申請者 住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

㊟

㊟

林業・木材産業改善資金貸付申請書

林業・木材産業改善資金貸付申請書

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

記

償還期間	据置期間	資金交付希望日	貸付けの対象となる事業		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

償還期間	据置期間	資金交付希望日	貸付けの対象となる事業		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住所	氏名	印

連帯保証人	住所	氏名

連帯債務者	住所	氏名	印

連帯保証人	住所	氏名

担保物件の有無	担保物件の内容
有・無	

(以下略)

(以下略)

第4号様式 (第5条関係)

第2号様式 (第7条関係)

年 月 日

年 月 日

殿

殿

青森県知事

青森県知事

印

印

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた林業・木材産業改善資金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日付けで申請のあつた林業・木材産業改善資金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

改正後

記

借 受 者	
連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

(以下略)

第5号様式 (第5条関係)
(表)

収入印紙
添付欄

林業・木材産業改善資金貸付金借用証書

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

1 ~ 2 (略)

上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。については、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事 殿

借受者 住所
氏名 ㊟
連帯債務者 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟

現 行

記

連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

(以下略)

第3号様式 (第9条関係)
(表)

収入印紙
添付欄

林業・木材産業改善資金貸付金借用証書

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

1 ~ 2 (略)

上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。については、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事 殿

住所 借受者 氏名 ㊟	住所 借受者 氏名 ㊟
住所 同上 氏名 ㊟	住所 同上 氏名 ㊟
住所 同上 氏名 ㊟	住所 同上 氏名 ㊟

連帯保証人は、上記資金の借受けにつき、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の弁済の責めに任じます。

改正後

現行

住所 連帯 保証人 氏名	住所 連帯 保証人 氏名
同上 住所 氏名	同上 住所 氏名
同上 住所 氏名	同上 住所 氏名

注1 借受者、連帯債務者及び連帯保証人が押印する印鑑は、印鑑登録済のものとし、かつ、印鑑証明書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

注1 借受者及び連帯保証人が押印する印鑑は、印鑑登録済のものとし、かつ、印鑑証明書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(裏)

青森県林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

第1条～第5条 (略)

第1条～第5条 (略)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

2 乙は、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第17条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 (略)

3 (略)

第7条～第14条 (略)

第7条～第14条 (略)

第6号様式(第6条関係)

(新設)

融資機関の代表者 殿

年 月 日

申込者 住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

林業・木材産業改善資金借入申込書

改正後

現行

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

償還期間	据置期間	資金交付希望日	貸付けの対象となる事業		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住所	氏名	印	連帯保証人	住所	氏名

担保物件の有無	担保物件の内容	独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証の有無
有・無		有・無

償 還 計 画							
償還 月日	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

申 込 者 の 概 要	
主たる事業所(場)の所在地 事業開始の時期(又は設立の時期) 事業の概要 資本金の額又は出資の総額 常時使用する従業員数	

資金の過	借入年度	貸付決定番号	資金の使途	総事業費	借入額	現在の償還残額
去の借入				千円	千円	千円
状況				千円	千円	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第7号様式 (第6条関係)

(新設)

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名 印

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を実施するため、林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

注1 林業従事者等から提出のあつた林業・木材産業改善資金借入申込書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第8号様式 (第6条関係)

(新設)

年 月 日

融資機関の代表者 殿

青森県知事 印

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第4項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

借 受 者	
連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

改正後

現行

貸付金額
千円

貸付決定年月日	貸付決定番号
年 月 日	

償還方法	償還期日		償還金額	摘要
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
計			千円	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名 ㊟

林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

年 月 日付で申込みのあつた林業・木材産業改善資金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第6項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

借 受 者	
連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

貸付金額
千円

貸付決定年月日	貸付決定番号
年 月 日	

(新設)

改正後

現行

償還方法	償還期日			償還金額	摘要	
	第1回	年	月	日	千円	
	第2回	年	月	日	千円	
	第3回	年	月	日	千円	
計				千円		

その他の貸付条件	(物的担保)
	(独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証)
	(その他)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式(第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名 @

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第7項の規定により、下記のとおり支払を請求します。

記

支払請求額 千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(新設)

改正後

現行

第11号様式(第6条関係)

(表)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

収入印紙
添付欄

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借入金額	千円
資金の内容	
資金の用途	
利率	無利子

2 償還計画

償還方法	償還期日		償還金額	摘要
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
計			千円	

上記のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。については、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、青森県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金(県貸付金)と同額を、(以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして転貸する。

(期限前償還)

(新設)

改正後	現 行
<p>第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。</p> <p>(1) 乙が県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後速やかに貸付けをしないとき。</p> <p>(2) 乙が償還金の支払を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。</p> <p>(3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。</p> <p>(4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあつたとき。</p> <p>(5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。</p> <p>(6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。</p> <p>(7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。</p> <p>(8) 乙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。</p> <p>(9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。</p> <p><u>（繰上償還）</u></p> <p>第3条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。</p> <p><u>（転貸債権の期限前償還及び繰上げ償還）</u></p> <p>第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。</p> <p>2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず、甲に償還する。</p> <p>3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。</p> <p><u>（経理上の措置）</u></p> <p>第5条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。</p> <p><u>（報告）</u></p> <p>第6条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。</p> <p>(1) この借入金の転借により改良し、造成し、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合</p> <p>(2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合</p> <p>(3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合</p> <p>(4) 乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合</p> <p>(5) その他甲が指示する場合</p> <p><u>（調査）</u></p> <p>第7条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認する。</p> <p><u>（弁済充当の指定権）</u></p> <p>第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。</p> <p><u>（違約金）</u></p> <p>第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。</p> <p>2 乙は、丙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において</p>	

改正後

現 行

て、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号又は第8号の規定により県貸付金の期限前償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る県貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る県貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払う。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入れ)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(管轄裁判所)

第11条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第12号様式(第6条関係)

(表)

収入印紙
添付欄

林業・木材産業改善資金借受者借用証書

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借入金額	千円
資金の内容	
資金の用途	
利率	無利子

2 償還計画

償還方法	償還期日		償還金額	摘要
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
計			千円	

上記のとおり林業・木材産業改善資金を借入しました。ついては、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

(新設)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>融資機関の代表者 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">借 受 者 住所 氏名 ㊟</p> <p style="margin-left: 150px;">連帯債務者 住所 氏名 ㊟</p> <p style="margin-left: 150px;">連帯保証人 住所 氏名 ㊟</p> <p>注1 借受者、連帯債務者及び連帯保証人が押印する印鑑は、印鑑登録済のものとし、かつ、印鑑証明書を添付すること。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。</p> <p>(裏)</p> <p style="text-align: center;">青森県林業・木材産業改善資金借受者借用証書特約条項</p> <p style="text-align: center;">(期限前償還)</p> <p>第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。</p> <p>(1) 乙がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。</p> <p>(2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。</p> <p>(3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申立て、申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。</p> <p>(4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。</p> <p>(5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。</p> <p>(6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。</p> <p>(7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。</p> <p>(8) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用取用されたとき。</p> <p>(9) 乙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。</p> <p>(10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。</p> <p style="text-align: center;">(繰上償還)</p> <p>第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。</p> <p style="text-align: center;">(報告)</p> <p>第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し、事業完了報告書を提出する。なお、共同で借り受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。</p> <p>2 乙は、この資金の貸付けの対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。</p> <p>3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。</p>	

改正後	現 行
<p>4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。</p> <p>(1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、乙の連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは乙の物上保証人（乙以外の者であつて、別に締結する担保権設定契約に基づき、この借入金債務の担保を提供したものをいう。以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合</p> <p>(2) 丙又は丁の資産又は事業の状況に著しい変動を生じ、又は生じるおそれのある場合</p> <p><u>(調査)</u></p> <p>第4条 乙は、甲及び青森県の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。</p> <p>2 乙及び丁は、甲及び青森県の職員が、担保物件への立入り等により、これを調査することを承認する。</p> <p><u>(弁済充当の指定権)</u></p> <p>第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。</p> <p><u>(違約金)</u></p> <p>第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。</p> <p>2 乙は、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。</p> <p>3 乙は、第1条第1号、第3号又は第9号の規定により貸付金の期限前償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払う。</p> <p><u>(連帯保証人)</u></p> <p>第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき、乙と連帯し、乙と丙との間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負う。</p> <p>2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。</p> <p>3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。</p> <p><u>(担保の提供)</u></p> <p>第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に基づき、甲の指定した資産を借入金債務の担保として提供する。</p> <p><u>(担保の保全)</u></p> <p>第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。</p> <p>2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。</p> <p><u>(担保の追加)</u></p> <p>第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。</p> <p>2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。</p> <p><u>(法定代位者の変動等)</u></p> <p>第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者若しくは連帯保証人を変更し、若しくはその債務の免除を行い、又は物上保証人を変更し、若しくはその担保の変更を行つても異議を申し立てない。</p> <p>2 丙又は丁は、甲乙間で償還期限又は据置期限の変更を行つても異議を申し立てない。</p> <p><u>(法定代位者が弁済した場合の求償制限)</u></p>	

改正後	現 行
<p>第12条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。 (担保の処分)</p> <p>第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。 (管轄裁判所)</p> <p>第14条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>第4号様式(第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏名又は名称及 び代表者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業改善資金貸付変更承認申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、貸付申請書(林業・木材産業改善措置に関する計画)の一部を下記のとおり変更したいので承認して下さるよう、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第10条の規定により申請します。</p> <p>(以下略)</p>
<p>第13号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>貸付機関の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">借受者 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業改善資金事業完了報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、別添事業実施報告書のとおり事業を完了したので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p>	<p>第5号様式(第11条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">借受者 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業改善資金借受事業完了報告書</p> <p>先に借り受けた下記の林業・木材産業改善資金については、別添事業実施報告書のとおり事業を完了したので報告します。</p>

改正後					現 行			
記					記			
借受者の氏名 又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 年 月 日	借 受 金 額	貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借 受 金 額
	年 月 日		年 月 日	千円	年 月 日		年 月 日	千円
注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。					注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。			
第14号様式（第8条関係）					(新設)			
年 月 日								
青森県知事 殿								
融資機関 住 所								
名称及び代表者の氏名					㊟			
林業・木材産業改善資金県貸付金事業完了報告書								
年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金について、林業・木材産業改善資金貸付業務を完了したので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。								
記								
借受者の氏名 又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	貸 付 金 額	貸 付 実 行 日				
	年 月 日		千円	年 月 日				
注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付すること。								
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。								
第15号様式（第11条関係）					(新設)			
年 月 日								
貸付機関の代表者 殿								
借受者 住 所								
氏名又は名称								
及び代表者氏名					㊟			

改正後

現行

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、償還方法の変更をしたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名 又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更理由

3 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高	回	償還期日
1	年 月 日	千円	千円	1	年 月 日
2	年 月 日	千円	千円	2	年 月 日

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高	回	償還期日
1	年 月 日	千円	千円	1	年 月 日
2	年 月 日	千円	千円	2	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第16号様式(第11条関係)

年 月 日

殿

貸付機関の代表者(貸付機関が
融資機関の場合にあつては、住
所、名称及び代表者の氏名)

印

林業・木材産業改善資金償還方法変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第2項(第7項)の規定により、下記のとおり償還方法の変更の決定をしたので通知します。

(新設)

改正後

現行

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名 又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	千円	千円	
2	年 月 日	千円	千円	

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	千円	千円	
2	年 月 日	千円	千円	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第17号様式(第11条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名 ㊟

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金について、償還方法の変更をしたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名 又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更理由

変更理由の記入欄

(新設)

改正後

現行

3 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		

注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第18号様式(第11条関係)

年 月 日

融資機関の代表者 殿

青森県知事 印

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金県貸付金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第5項の規定により、下記のとおり償還方法の変更の決定をしたので通知します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名 又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(新設)

改正後

現行

第19号様式(第12条関係)

第6号様式(第14条関係)

年 月 日

年 月 日

貸付機関の代表者 殿

青森県知事 殿

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

㊟

㊟

林業・木材産業改善資金繰上償還申出書

林業・木材産業改善資金繰上償還申出書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、繰上償還したいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、繰上償還したいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第14条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

記

1 繰上償還額 _____ 千円

1 繰上償還額 _____ 千円

2 借り受けている資金

2 借り受けている資金

借受者の氏名 又は名称	貸付決定年月 日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高
	年 月 日		千円	千円	千円

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高
年 月 日		千円	千円	千円

(以下略)

(以下略)

第20号様式(第12条、第13条関係)

(新設)

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名

㊟

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還申出書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金について、繰上償還したいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第2項(第13条第2項、第14条第2項において準用する同規則第13条第2項)の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 繰上償還額 _____ 千円

改正後

現行

2 借り受けている資金

借受者の氏名 又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高
	年 月 日		千円	千円	千円

3 繰上償還方法

(1) 借受残額一括償還

(2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

4 繰上償還理由

Blank box for reasons of advance repayment.

5 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		

注1 青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第2項の規定による場合にあつては、借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金繰上償還申出書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第21号様式 (第16条関係)

貸付機関の代表者 殿

年 月 日

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、支払を猶予して下さるよう、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

第7号様式 (第18条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日付け 第 号により貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、支払を猶予して下さるよう、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第18条の規定により、下記のとおり申請します。

改正後

記

借受者の氏名又は名称

変更理由

注1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記載すること。

2 支払の猶予の理由を証する書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第22号様式（第16条関係）

年 月 日

殿

貸付機関の代表者（貸付機関が
融資機関の場合にあつては、住
所、名称及び代表者の氏名）



林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第3項（第8項）の規定により、下記のとおり支払の猶予の決定をしたので通知します。

（以下略）

第23号様式（第16条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名



林業・木材産業改善資金貸付金支払猶予申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金貸付金について、支払を猶予して下さるよう、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

現 行

記

借受者の氏名又は名称

変更理由

注1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第8号様式（第19条関係）

年 月 日

殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年度 第 号

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第19条の規定により、下記のとおり支払の猶予の決定をしたので通知します。

（以下略）

（新設）

改正後

現行

記

借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日		償 還 金 額
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日		償 還 金 額
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第24号様式（第16条関係）

年 月 日

融資機関の代表者 殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金県貸付金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第6項の規定により、下記のとおり支払の猶予の決定をしたので通知します。

記

借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日		償 還 金 額
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(新設)